

公立陶生病院組合 公告

公立陶生病院 プリペイドカードシステム等による床頭台システム（テレビ・冷蔵庫・金庫・課金タイマー・ブルーレイプレイヤー）、病室用木製ロッカー及びランドリー（洗濯機・乾燥機）設置に関する制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については次のとおりである。

2018年2月7日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 公立陶生病院 床頭台システム等設置契約
- (2) 場所 瀬戸市西追分町160番地
- (3) 履行期間 2018年5月1日から2023年4月30日まで
- (4) 概要 別添仕様書による

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告の前日までに平成28・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）の業務（大分類）「03：役務の提供等」が登録されている者であること。
- ③ 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要綱第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ その他関係法令、規則等に違反していない者であること。

(2) 同種業務の実績

2014年度以降に愛知県内の500床以上の病院において3年以上継続して床頭台システム等の設置契約を完了した実績があること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、2018年2月19日（月）に資格確認申請者に対し、一般競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

① 資格確認申請書の提出期間

2018年2月7日（水）から2018年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

② 時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

③ 提出書類

資格確認申請書及び 2一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の（1）②、（2）について明記した書類

④ 提出場所

公立陶生病院 管財経理課施設係

⑤ その他

（ア）書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）提出された書類は、返却しない。

4 仕様書等の閲覧・配布

下記の期間、仕様書等を閲覧に供する。

(1) 閲覧・配布期間

2018年2月7日（水）から2018年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

(2) 閲覧・配布時間

午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）

(3) 閲覧・配布場所

公立陶生病院 管財経理課 施設係（閲覧・配布）

(4) 設計図書に関する質問

設計図書等の質問は、公立陶生病院管財経理課施設係へ質問書を持参し提出すること。なお、質問が無い場合はその旨を記載したFAXを送ること。提出期限は2018年2月20日（火）午後4時とする。

(5) 設計図書に関する質問回答

2018年2月23日（金）午後4時までに書面により回答をFAXにて送付する。

- 5 入札執行の日時
 - (1) 日時
2018年3月1日(木) 午後2時30分
 - (2) 場所
公立陶生病院 南棟5階 第1会議室
- 6 入札保証金
 - (1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る設置期間の貸付料金の100分の5以上の入札保証金を2018年2月28日(水)までに納めなければならない。
 - (2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - ① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - ② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 7 入札の執行
 - (1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。
 - (2) 入札回数は5回(再度入札は4回)とする。
 - (3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が2人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
 - (4) 入札参加者は、カード販売機の売上金額及びランドリーの現金売上金額からカード精算金額を差し引いた金額に対する一定の割合(小数点以下第2位まで)を入札書に記載すること。なお、当該割合には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。
- 8 予定割合(率)等
予定割合(率)は公表しない。
- 9 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
 - (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
 - (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
 - (4) 入札書の入札金額を訂正している入札

- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

1 0 落札者の決定

一般競争入札において、予定割合（率）以上での最も高い割合（率）で入札した者を落札者とする。落札者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

1 1 契約

- (1) 契約書作成の要否
必要とする。

1 2 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
 - ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 3 支払条件

毎月支払（月末締め翌月支払）

1 4 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- (3) 本契約は、公立陶生病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号を適用するものとする。なお、公立陶生病院組合定例議会において当該契約に係る平成30年度以降の予算額が減額又は削除になった場合は、契約の変更又は解除を行うものである。

1 5 問い合わせ先

公立陶生病院組合 管財経理課 施設係
瀬戸市西追分町 160 番地
電話 0561-82-5153 (ダイヤルイン)

床頭台システム等設置に係る仕様書

1. 設置物件

設置機器及び台数

設置機器名	数量	備考
① 床頭台	6 1 3 台	予備機 5 台
② ストッパー	6 1 3 台	予備機 5 台
③ 病室用薄型液晶カラーテレビ	6 1 3 台	予備機 5 台
④ ブルーレイプレイヤー	4 0 台	予備機 1 台
⑤ 金庫（鍵付き引き出し）	6 1 3 台	予備機 5 台
⑥ 冷蔵庫	6 1 0 台	予備機 5 台
⑦ 課金タイマー	3 8 5 台	予備機 5 台
⑧ アーム式薄型液晶テレビ（血液浄化療法室用）	4 0 台	
⑨ 課金タイマー（血液浄化療法室用）	4 0 台	
⑩ 専用台付き薄型液晶テレビ（特別室A用）	3 台	
⑪ 冷蔵庫（特別室A用）	3 台	
⑫ 病室用木製ロッカー	5 8 5 台	予備機 1 台
⑬ ランドリー（洗濯機・乾燥機）	2 2 台	
⑭ カード販売機	1 2 台	
⑮ カード精算機	2 台	
⑯ 同軸ケーブル・分波器	6 1 3 台	予備機 5 台

※設置機器は全て新品とする。ただし、カード販売機及びカード精算機はこの限りではない。また、設置は当院の承認を受けてから行うこと。

※台数は、当院の状況により変更する場合がある。また、設置機器が当院の指示どおりでない場合は、設置許可を取り消す場合がある。

①床頭台

ア 一般病室用 6 1 3 台（テレビ無料 2 3 0 台、テレビ有料 3 8 3 台＜ I C U ・ E R I C U 用 1 0 台は上段収納庫・冷蔵庫不要。＞）について、全て木製の新品のものを設置すること。

イ 1 台あたりの本体の外寸は、幅 5 0 0 mm、奥行き 6 0 0 mm、高さ 1 7 0 0 mm 程度とし、上段に収納庫を取り付けること。

ウ 上段の収納庫は高さ 3 0 0 mm 程度とし、扉はジャバラ観音開きとする。

エ 国内での床頭台設置実績があり、信頼のおけるメーカー製とし、使用木材は F F C 加工と同等以上の加工が施されていること。また、表面材は木目調で抗菌仕様とし、前板及び天板の表面材は M D F ポリウレタン塗装とする。

オ 施錠ができる引き出しを有すること。（シリンダー錠）

カ 高齢者でも操作しやすく、耐震性に優れ、キャスター付きでストッパーが付いており、一度の操作で同時にロック、解除のできる機能を有すること。また、移動時の安全性・静寂性及び視界確保に配慮されていること。

キ 引き出し、スライドテーブルの隙間に紙落ち防止がされていること。

- ク 左右1箇所ずつに埋込式のタオル掛けがあること。
 - ケ 高さ700～780mm程度の位置にスライドテーブルを有すること。
 - コ 引き出しは、衛生面に配慮するとともに、内面をプラスチック製にする等、清掃が容易に行えるものであること。また、引き出し時に抜け止め機能を有するものであること。
 - サ 設置機器の案内についてわかりやすく安全な箇所に表示すること。
 - シ 色調は部屋の色調とあっていること。(別途打ち合わせを要する。)
 - ス 移動時の支障とならないよう、電源ケーブル、テレビのアンテナ線の収納に配慮していること。
 - セ テレビ及び冷蔵庫のケーブルを1本にまとめること。コンセントの差し込み口をテレビの裏に設けること。
 - ソ 患者へのメッセージや注意喚起をマグネットで貼れる工夫を施すこと。
 - タ 小児病棟用の床頭台(40台)にはブルーレイプレイヤーを設置すること。
- ② ストッパー
- キヤスターに取り付けるストッパーは、一度の操作で四輪を同時にロック、解除できる機能を有すること。
- ③ 薄型液晶カラーテレビ(病室用)
- ア 国内での床頭台設置実績があり、信頼のおけるメーカー製の新品とし、液晶ワイド画面(16:9)とする。
 - イ 大きさは19型以上とし、床頭台に取付金具等で固定され、アーム等で視聴角度調整が上下左右に調節可能であり、テレビを使用しない時等に収納台として利用できるものであること。
 - ウ プリペイドカードにより使用可能で、カードタイマーと連動できること。
 - エ イヤホンの差し込み口は、本体前面か側面にあること。側面の場合は、わかりやすく表示すること。
 - オ 地上波デジタル内蔵でBCASカードの盗難防止対策が施してあり、省エネ設計であること。また、BSデジタルチューナー内蔵であること。
 - カ テレビ用リモコンは、高齢者や安静状態の患者でも操作が安全で容易であり、また、多床室で他のテレビと干渉しないようにすること。
 - キ 無料の院内放送が視聴可能であること。(病院案内、転落転倒防止等の案内。)
 - ク テレビ用リモコンの予備として各病棟に常時2台程度及びそれに要する乾電池を保管すること。
- ④ ブルーレイプレイヤー
- ア 小児病棟用の床頭台(40台)にはブルーレイプレイヤーを設置すること。
 - イ プリペイドカードにより使用可能で、カードタイマーと連動できること。
- ⑤ 金庫(鍵付き引き出し)
- ア 鍵の形状はシリンダー式とし、鍵の紛失時にマスターキーにて交換が可能であること。紛失防止の対応を施すこと。
 - イ 鍵の紛失時は、鍵の交換が早急かつ容易に行うことが可能であること。また、鍵の交換は設置業者が無償で行うこと。

- ウ 複雑な操作がなく、高齢者にも簡便に利用できること。
- エ マスターキーを各病棟及び管財経理課施設係に保管すること。

⑥ 冷蔵庫

- ア 国内での床頭台設置実績があり、信頼のおけるメーカー製の新品とし、容量は20%程度とする。
- イ 床頭台に内蔵すること。
- ウ ペルチェ方式とし、冷蔵機能が十分でフロンガスを使用していないこと。
- エ 静音・省エネ対応であること。
- オ 扉は片開き又は容易に引き出せる引き出し方式であること。
- カ 内外装は抗菌仕様で清掃・消毒が容易な構造であること。
- キ 冷蔵温度は5度以下であること。

⑦ 課金タイマー

- ア カードタイマーは小型かつ操作が容易なもので、タイマー表示が見やすいこと。
- イ カードの残高表示がわかりやすく、残金額又は残り時間を表示する機能を有すること。
- ウ 1台でテレビ、冷蔵庫の両方が使用できること。

⑧ アーム式薄型液晶テレビ（血液浄化療法室用）

- ア 新品の国内メーカー製の11～13インチ程度の薄型液晶ディスプレイでアーム固定式のワイヤレスリモコン式であること。（ただし、2011年以降のEIZO株式会社製 FiexView116A は中古品でも可とする。）
- イ プリペイドカードにより使用可能で、カードタイマーと連動できること。
- ウ 地上波デジタル内蔵でBCASカードの盗難防止対策を有し、省エネ設計であること。
- エ ベッドに寝たままでも楽な姿勢で視聴でき、視聴しやすい位置まで稼働でき、調整しやすい工夫が施されていること。
- オ イヤホンの差し込み口は、本体前面か側面にあること。側面の場合は、わかりやすく表示すること。
- カ テレビ用リモコンは、高齢者や安静状態の患者でも操作が安全で容易であること。また、隣接の他のテレビと干渉しないようにすること。
- キ テレビはカウンター等に取り付けること。
- ク テレビ用リモコンの予備として血液浄化療法室に常時2台程度及びそれに要する乾電池を保管すること。

⑨ 課金タイマー（血液浄化療法室用）

- ア カードタイマーは小型かつ操作が容易なもので、タイマー表示が見やすいこと。
- イ カードの残高表示がわかりやすく、残金額又は残り時間を表示する機能を有すること。

⑩ 専用台付き特別室用テレビ

- ア 無料で視聴可能な新品の国内メーカー製の32インチ程度の薄型液晶ディスプレイでワイヤレスリモコン式で、テレビ台を付けること。また、転倒防止のためテレビ台とテレビは固定すること。テレビ台の外寸は幅700mm、奥行き600mm、高さ

910mm程度とし、観音開きを設けた収納スペースを有すること。

イ 地上波デジタル放送対応で省エネ設計であること。また、BSデジタルチューナー内蔵であること。

ウ BCASカードの盗難防止対策が施されていること。

エ テレビリモコンは操作性が簡便なものであること。

⑪ 特別室用冷蔵庫

ア 国内の信頼のおけるメーカー製の新品とし、150リットル程度の冷蔵庫と冷凍室を備えた2ドア式で無料で使用できること。

イ 静音・省エネタイプで環境に配慮した製品であること。

ウ 内外装は抗菌仕様で、清掃がしやすいものであること。

⑫ 病室用木製ロッカー

ア 一般病室用585台について、全て新品のものを設置すること。

イ パラマウント社製 KF-Z99特型木製ロッカーとする。

⑬ ランドリー（洗濯機、乾燥機）

ア 新品の洗濯機22台及び乾燥機22台を各病棟にある設置箇所へ設置し、耐震補強等の安全対策を講じること。

イ 洗濯機及び乾燥機の容量は、それぞれ4.5kg以上のものとする。

ウ 洗濯機・乾燥機はそれぞれ幅550mm、奥行き550mm程度とし、洗濯機の上部に乾燥機が設置できるよう取付ユニットを整備し、高さ2000mm程度とすること。

エ プリペイドカードと現金と両方利用可能であること。現金の場合の利用料金は、洗濯機1工程100円、乾燥機30分程度で100円とする。

カ 乾燥機には、目安となる乾燥時間、金額を表示すること。

キ 設置業者の連絡先（社名、所在地、電話番号）をわかりやすく表示すること。

⑭ カード販売機

ア カードの1枚単価は1,000円とする。

イ 12台（各棟各階に1台）を設置し、耐震補強等の安全対策を講じること。

ウ 車椅子利用者に配慮した高さとし、転倒防止・盗難防止の対策を講じること。

エ カードの裏面等に乙の連絡先（社名、所在地、電話番号<フリーダイヤル>）をわかりやすく表示すること。

オ カードの不良時の交換、補償等は柔軟に設置業者が対応すること。

⑮ カード精算機

ア 2台（病院の指定する場所）を設置し、耐震補強等の安全対策を講じること。

イ 車椅子利用者に配慮した高さとし、転倒防止・盗難防止の対策を講じること。

ウ 設置事業者の連絡先（社名、所在地、電話番号）をわかりやすく表示すること。

エ 病院内で発行精算ができ、操作が容易であること。

カ 精算は10円単位でできること。また、精算手数料は徴収しない。

キ 病院への報告のため、販売証明書が発行可能なこと。（2枚レシート発行機能があること。）

ク 設置事業者は、設置期間中、前設置事業者が販売したプリペイドカードの精算及び返金等の対応を行うこと。

2. 設置条件

機器の設置は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、当院が設置業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。一時貸付であり、借地借家法の適用はないため、貸付契約の更新は認めないものとする。2018年4月28日までに床頭台システム等及びランドリーを設置・開始できるようにすること。

(1) 貸付料等

ア 設置期間

2018年5月1日から2023年4月30日までとする。

イ 設置に係る貸付料金

貸付料金はカード販売機の売上金額及びランドリーの現金売上金額からカード精算機の精算金額を差し引いた金額に対する一定割合とし、最も高い割合（料金）の事業者を設置業者とする。

設置業者と決定した事業者が提示した入札価格（割合）に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって貸付料金とする。

なお、貸付料金は、当院の指定する方法により納入すること。

ウ 機器の設置

機器の設置は患者の利用に支障を来すことのないよう当院と十分に協議して行うこと。

エ 患者（多床室）利用料金の費用負担

設置機器の利用料金は、プリペイドカード1枚（1,000円）あたり、テレビ視聴時間は1,500分、冷蔵庫は1日100円、洗濯機・乾燥機は1回使用あたり100円とする。

(2) 設置業者の費用負担

ア 機器設置（アンテナコード含む。）及び移動に係る費

イ 床頭台システム等及びランドリー設置運営に必要な一切の費用。（NHK受信契約等及び支払手続きについては、すべて設置業者で行い、受信料についても全て負担する。）

ウ 設置機器の補修及び清掃等の保守管理業務及び当該業務に伴い必要となる消耗品の費用。

エ 設置業者の責による院内の破損に係る費用

オ 設置期間が満了した時、又は当院が許可を取り消した時の撤去費用及び原状回復に係る一切の費用（テレビ、冷蔵庫等のリサイクル費用含む。）

カ 設置事業者が設置した各種機器の日常的な維持管理、修理、廃棄に関する費用。（利用者の不注意による破損・紛失及び電池等の消耗品の劣化、機器の予備における対応を含む。）

キ 病院が行う電気設備法定点検等による停電時において、設置した設備機器等の調整に要する費用。

ク 清掃（排水管等の清掃を含む。）・防虫・防鼠・消毒等の衛生管理に要する費用。

ケ 利用者に損害を与えた場合の損害賠償の費用

コ 患者若しくは当院職員が故意又は重大な過失なく設置機器に与えた破損の復旧

に係る費用

サ 天災等による機器の破損に対する費用

シ ごみ処理に必要な一切の費用。

3. 設置機器の保守管理等

- (1) 設置機器の利用料金（多床室及び血液浄化療法室）は患者負担とする。
- (2) 設置機器の補修、清掃及び集金等は設置業者が行うものとし、第三者への再委託は一切認めないものとする。
- (3) NHK放送受信料（BS放送分含む。）の契約及び受信料の支払い手続きについては、全て設置業者が行い、直接NHKに支払うものとする。後日、NHKとの契約書の写しを提出すること。
- (4) 売上金の集金は設置業者が週1回以上行うこと。
- (5) 毎月月初に前月分の売り上げ高等、当院が求める定期報告を行うこと。
- (6) テレビリモコン等の消耗品の交換、紛失の際の補充は設置業者が無償で行うこと。
- (7) 部屋移動に伴い発生する冷蔵庫の未使用課金分については、返金に応じること。
- (8) 故障等のトラブル対応について依頼した場合は、原則として1時間以内に対応すること。病院の特殊性を考慮し、時間外、土日、年末年始についても協議の上極力対応すること。
- (9) 物件の修理や取り換え等の定期的な巡回は、毎日午前1回、午後1回とする。また、ランドリーの清掃及び点検業務は毎日行うこと。
- (10) 退院時等の床頭台システム、木製ロッカーの清掃を行うこと。
- (11) 床頭台システムの整備・保管場所から病室、病室から保管場所への移動業務
- (12) 年1回以上の設置機器のメンテナンスを行うこと
- (13) 当院の都合により設置機器の移動を依頼する場合については、無償でこれに応じること。

参考

病床数	633床（2018年5月1日予定）
1日入院平均患者数	560人（2016年度）
一般病棟平均在院日数	13.0日（2016年度）
2016年度のカード式床頭台の設置台数	454台（血液浄化療法室用40台を含む。）
2016年度のカード販売機の売上金額からカード精算金額を差し引いた金額	22,244千円
2016年度のランドリー（洗濯機・乾燥機）の設置台数	各22台
2016年度のランドリー（洗濯機・乾燥機）の利用金額	1,491千円